

平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

(民法(第4回))

5. 債権の効力

特定物債権と不特定物債権

「特定物」...当事者が特にその物の個性に着目した物

「不特定物(種類物)」...当事者がその物の個性に着目していない物

cf: 代替物 vs 不代替物

		取引上一般にその物の個性に着目するか	
		代替物()	不代替物(×)
当事者が特にその物の個性に着目したか	特定物()	このリンゴ10個	このゴッホのひまわりの絵
	不特定物(×)	リンゴ10個	ゴッホのひまわりの絵ならなんでもいい

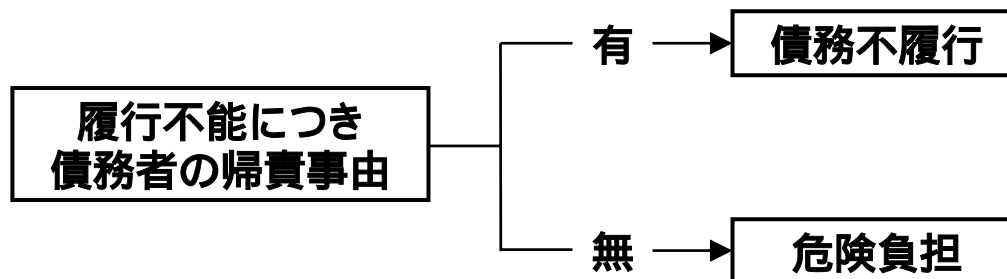
弁済の提供と受領遅滞

「弁済の提供は其提供の時より不履行に因りて生ずべき一切の責任を免れしむ(民492)」

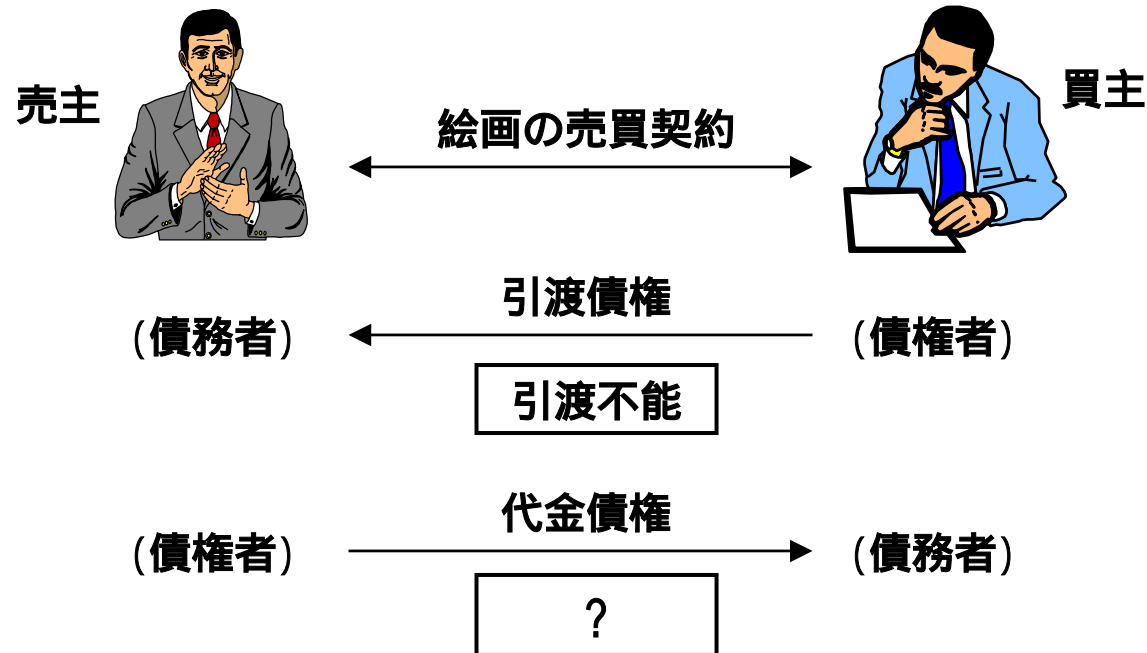
債務の本旨に従って現実に弁済の提供をすれば、履行遅滞の責任を免がれることができる。

例：ディーラーが車を運んでいったが、買主が受け取らなかったのに、持って帰る途中でちょっとよそ見をしてぶつけて壊してしまった時、どうなるか。

危険負担 ... 損害を誰が負担するか、リスクを誰が負担するか。



例：有名な絵画の売買契約をして、一週間後に引渡しを受ける約束になっていた。ところが、引渡しの前日に隣家からの火事で、絵画が燃えてしまった。

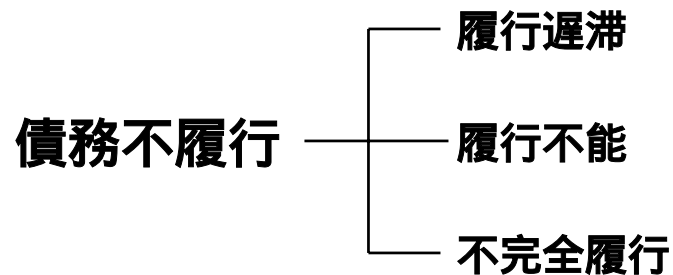


危険負担とは、双務契約における一方の債務が消滅したとき、他方の債務もまた消滅するかどうかの問題をいう。

債権者主義 ... 買主は物は受け取れないけれども代金は払わなければならない。
(民534)

債務者主義 ... 買主は物は受け取れないけれども、代金も支払う必要はない。
(民536)

原則は、債務者主義だが、「特定物に関する物権の設定または移転」のときだけは例外として債権者主義。

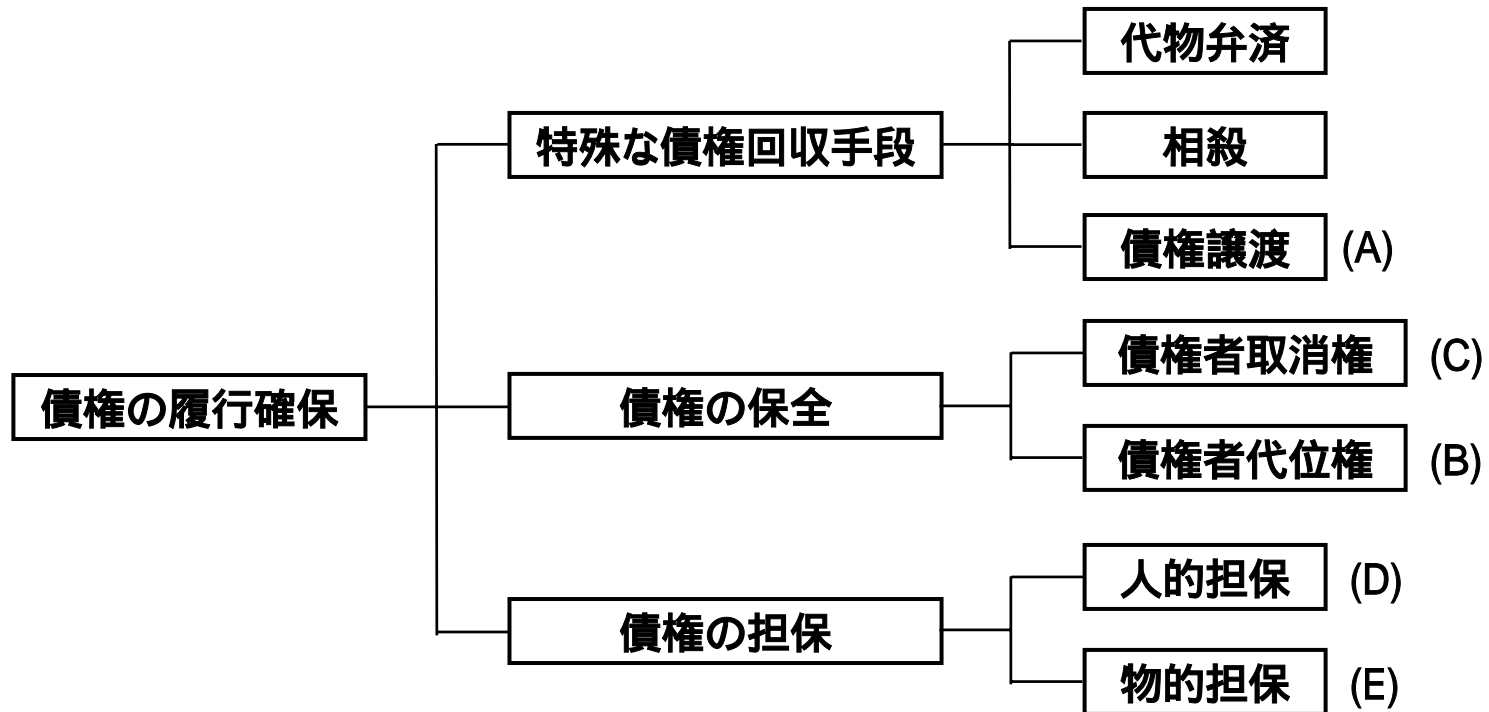


- 債務者がその責に帰すべき事由により本来の履行をしないこと。
- 債権者は「債務不履行」に対して、「現実的履行の強制」、「損害賠償の請求」、「解除」ができる(民415、民541、民543)

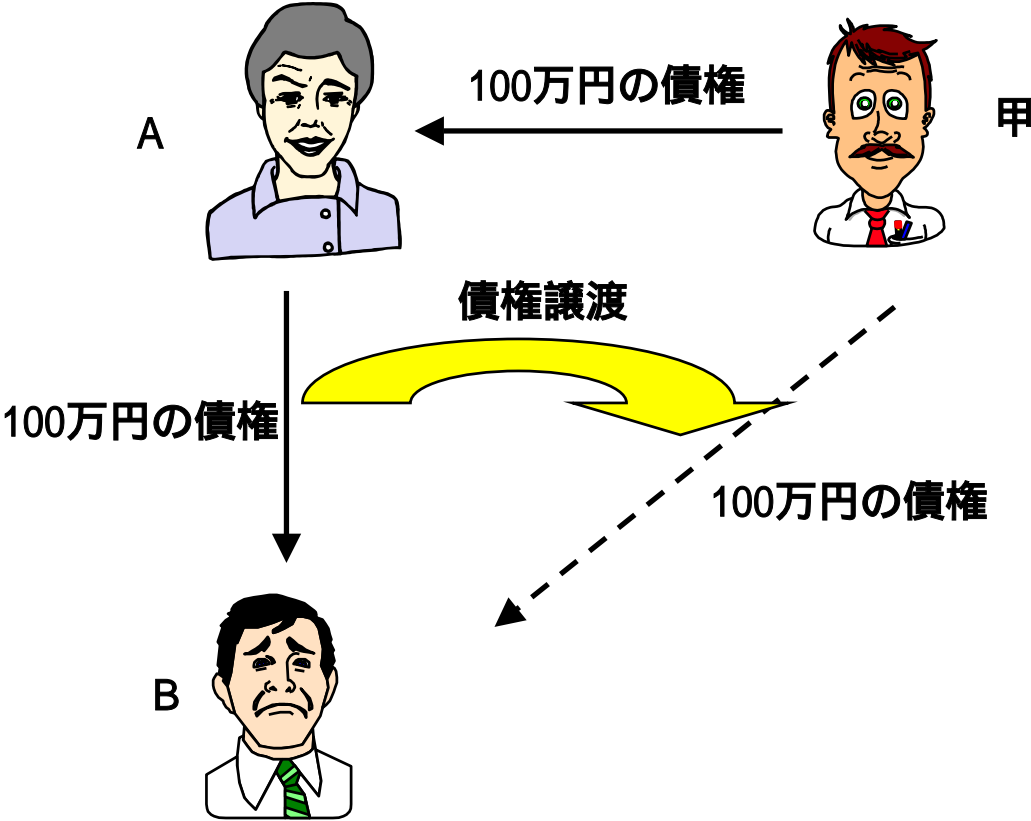
担保責任

- ・ 特定物売買で、目的物に隠れた瑕疵があった場合の問題。
- ・ 買主は売主に対して損害賠償の請求や契約の解除ができる(民570)
(債務者(売主)の帰責性はいない。)

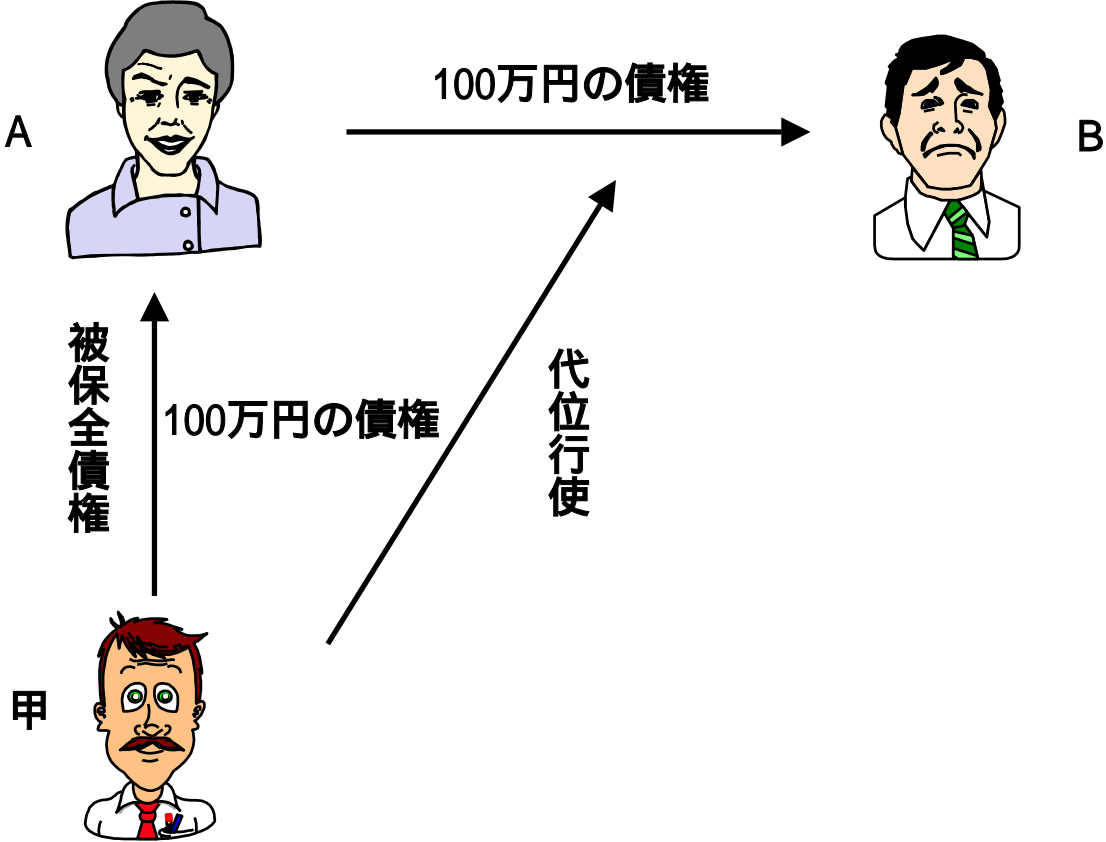
6. 債権の保全と担保(履行の確保)



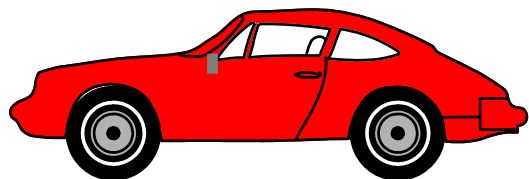
(A) 債権譲渡(民466)



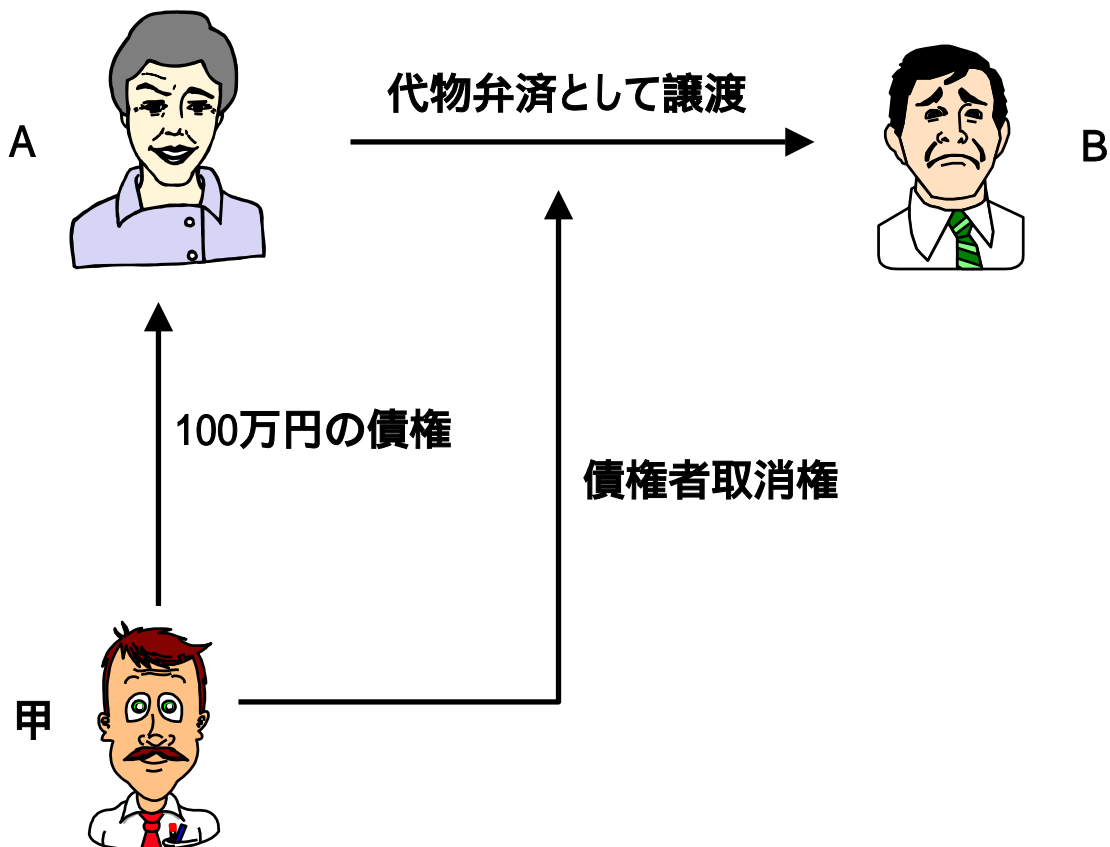
(B) 債権者代位権(民423)



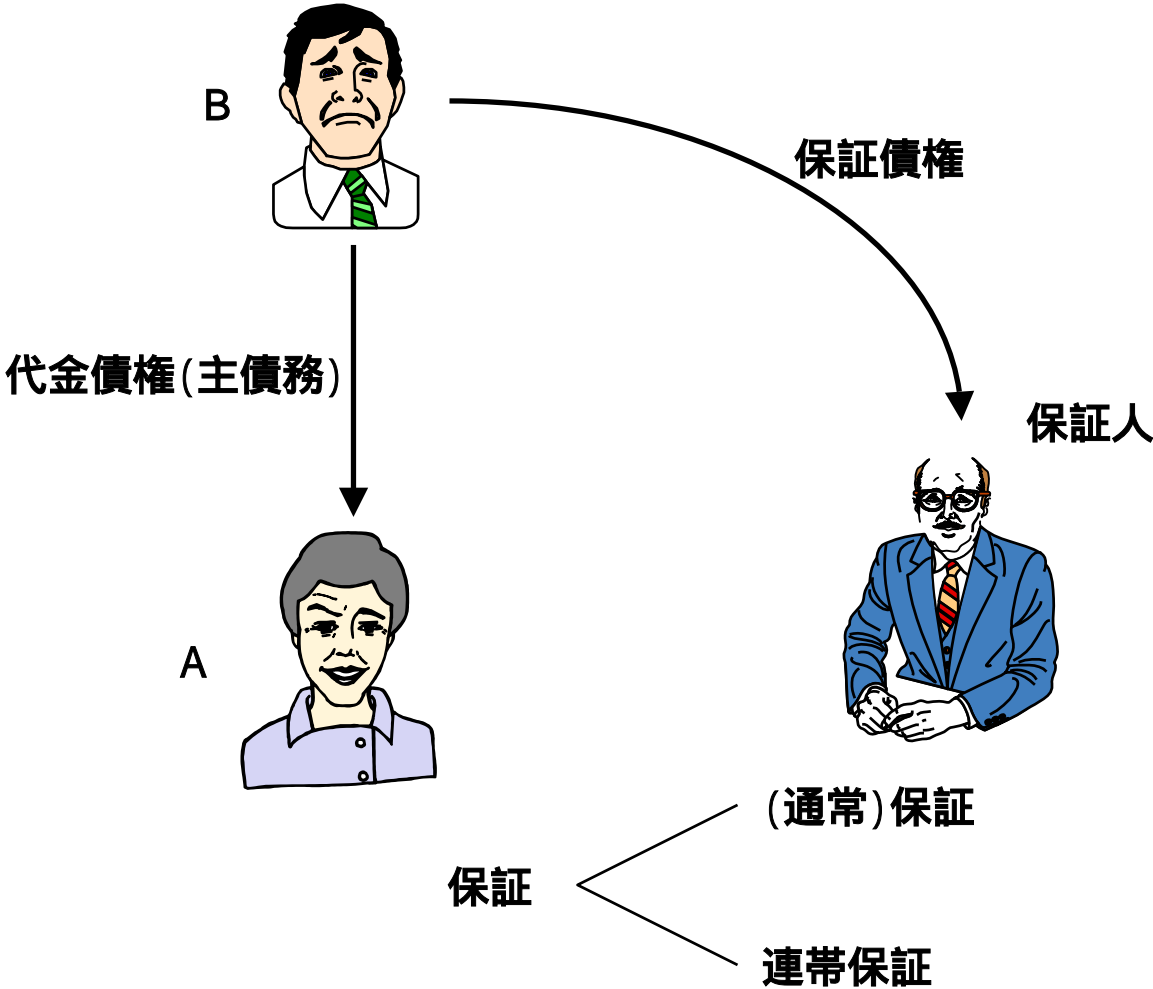
(C) 債権者取消権(民424)



200万円相当の車

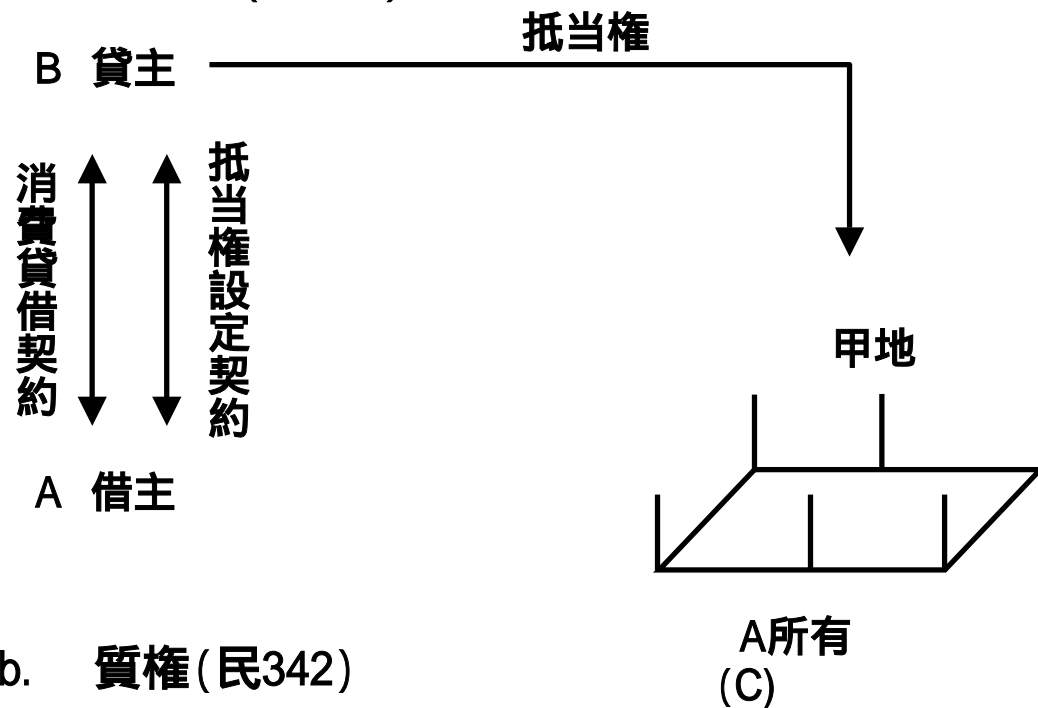


(D) 人的担保



(E) 物的担保

a. 抵押權(民369)



b. 質權(民342)

c. 留置權(民295)

d. 先取特權(民303)

<テスト>

1. 甲君が自分の家を売り渡す契約をした後に、隣の家が火事になり、甲君の家も燃えてしまった(甲君に責められるべき事情はない)。このとき問題となるのはどれか。

債務不履行

危険負担

2. 消費貸借契約の債務者A君(21才)は、B(22才)からの借金を踏み倒そうとして、約束の日になっても借金を返済しない。そんなときであっても、債権者であるBがすることができないものはどれか。

「早く返せ！」と電話で言う。

裁判所に訴える。

契約を解除する。

損害の賠償を請求する。

契約を取り消す。

3. A君はB君に対して貸金債権をもっている。この債権をあなたに譲渡するために必要なものはどれか。

新たな債権者であるあなたの一方的な意思表示
もとの債権者であるA君の一方的な意思表示
あなたとA君との間の契約
あなたとB君との間の契約

4. 債務の弁済がされない場合に特定の物を換価して優先的に弁済を受ける、という担保はどれか。

所有権
抵当権
連帯保証
相殺
横取特権